

令和5年度  
業 務 報 告

第 70期 [ 令和 5年 4月 1日から  
令和 6年 3月 31日まで ]

コザ信用金庫

別紙様式第 1 号 (第 25 条第 1 項関係)

## 目 次

	頁
1. 事業の概況	1
(1) 事業概況等	1
(2) 内部統制システムの運用状況の概要	2
(3) 事業成績の推移	3
(4) 決算期後に生じた当庫の状況に関する重要な事実	3
2. 当庫の現況	4
(1) 出資金の推移	4
(2) 出資金の状況	4
イ. 普通出資	4
ロ. 優先出資	4
(3) 役員 の 状 況	4
イ. 役 員 数	4
ロ. 理事及び監事	5
(4) 職 員 の 状 況	6
(5) 事務所等の状況	6
イ. 事 務 所 数	6
ロ. 当年度の事務所の開設・廃止状況	6
ハ. 信用金庫代理業者の一覧	6
ニ. 信用金庫が営む銀行代理業等の状況	7
ホ. 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の 開設・廃止状況	7
(6) 重要な子会社等	7
(7) 預金等総額の状況	7
3. そ の 他	7

第70期（令和5年4月1日から  
令和6年3月31日まで）業務報告

令和6年4月26日 作成  
令和6年6月11日 備付

住 所 沖縄県沖縄市上地二丁目10番1号  
信用金庫名 コザ信用金庫  
理 事 長 喜友名 勇



## 1. 事業の概況

### (1) 事業概況等

#### ① 事業方針

令和5年度は、“コザしん『支える力』発揮3か年計画～御万人（うまんちゅ）を支える信用金庫を目指して～”の最終年度として、引続き、1. 課題解決力の新たな展開、2. デジタル化の推進、3. 経営体質の強化の3つの柱の仕上げに取り組みました。新型コロナウイルス感染症が5類に移行する中で、当金庫は、事業者の皆さまの人手不足や原材料・仕入価格の高騰等、さまざまな経営課題への対応の取組みを支援したほか、資金需要にも積極的に対応することによって、地域の経済活動の回復を支援してきました。

#### ② 金融経済環境

令和5年度の世界経済は、コロナ禍の鎮静化とともに、欧米を中心に経済が急回復を遂げた後、回復ペースがやや鈍化しましたが、原油を始めとする物価高も顕著になりました。わが国経済は、資源高の影響等を受けつつ、コロナ禍からの経済活動再開に伴う需要の持ち直し等を背景に、緩やかに回復しました。

県内経済は、物価高や人手不足の課題を抱えつつも、新型コロナウイルス感染症が5類に規制緩和されたことによる観光客の増加や個人消費の回復により、景気改善が続きました。

金融面において、わが国では金融緩和政策が継続される中、預金・貸出金利回りは、概ね横ばいで推移しましたが、本年3月19日に日銀はマイナス金利を解除しました。一方、欧米の金利は高止まりを続ける中で、円安が進み、ドル円相場は150円台をつける展開となりました。また、国内株式市場では、景気回復を背景として株高が進み、日経平均株価は34年ぶりに史上最高値を更新しました。

#### ③ 業績

##### [預金・貸出金]

預金は、法人預金は増加しましたが、公金預金等の減少により平残ベースで前期比844百万円、0.35%減少の239,388百万円となりました。

貸出金は、事業性融資や住宅ローン等が増加したことから、平残ベースで前期比2,271百万円、1.35%増加の170,206百万円となりました。

##### [損益状況]

経常収益は、有価証券利息配当金が減少したものの、貸出金利息の増加および貸倒引当金戻入益の計上により、前期比166百万円、3.85%増加の4,487百万円となりました。

一方、経常費用は、信用コスト等の減少により前期比269百万円、7.50%減少の3,323百万円となりました。

経常利益は前期比435百万円、59.89%増加の1,163百万円、当期純利益は前期比430百万円、88.16%増加の918百万円となり、その結果、令和5年度の決算については増収・増益となりました。また、当期純利益のほか、コア業務純益についても過去最高益となりました。

#### ④今後の課題と展望

先行きについて、海外では地政学リスクを抱えるほか、米国大統領選挙の行方も注目されますが、国・地域ごとのばらつきを伴いつつも、世界経済は緩やかに成長していく見通しです。

国内では、人口減少が進展し、人手不足が深刻化する中で、賃金と物価の好循環の持続や金利上昇の行方等、不透明感があるものの、国内経済は、緩やかな回復を続けるとみられ、県内経済も、観光や個人消費のさらなる増加によって、回復基調を辿ることが見込まれます。

こうした中、令和6年度は、新中期経営計画“新たな未来を拓く3か年計画”の初年度であり、3つの柱である1. 変革で当金庫の未来を拓く、2. 課題解決で地域の未来を拓く、3. 働きがいの向上で職員の未来を拓く、に取り組むことで、お客さま・地域・職員全ての成長と幸せを目指します。

当金庫は、本年9月に創立70周年を迎えますが、その先の100周年を見据えて、当金庫が成長を続けるための「変革」に挑戦していきます。金庫を挙げて、業務改革、組織改革、組織風土の改革に取り組み、時代の変化の中で多様化する業務に対応できる「強い組織」を目指し、当金庫の未来を拓くとともに、課題解決型金融にさらに注力することによって、お客さまや地域の未来を拓きます。

また、内部管理基本方針に基づき、法令等遵守態勢の確立および内部管理態勢の充実・強化を引続き金庫経営における最重要課題と位置付け、取り組んでいきます。

#### (2) 内部統制システムの運用状況の概要

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号「理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」および同法施行規則第23条4号「職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」の規定に基づき、内部管理基本方針を理事会の決議により制定しています。その運用状況の概要は、次のとおりです。

##### ①理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 「信用金庫行動綱領」とこれに基づく「法令等遵守方針」および「法令等遵守規程」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書である「コンプライアンス・マニュアル」およびコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を制定しています。コンプライアンス委員会は、原則として、毎月開催しています。
- (ロ) 「公益通報者保護管理規程」に基づき、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接リスク統括部に報告することができるコンプライアンス相談・通報窓口「ホットライン」を設置しています。
- (ハ) 監査部は、法令等遵守態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を理事会等に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および関係部署に改善を指示し、その改善状況を検証しています。

##### ②理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (イ) 「文書取扱規程」に基づき、文書（電磁的記録を含む。）の整理保管、保存期限および廃棄ルール等を定め、保存および管理しています。
- (ロ) 理事会、常勤会および各委員会の議事録は、「理事会規程」、「常勤会規程」および「各委員会規程」に基づき作成し、保存および管理しています。

##### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) リスク管理の基本規程として「統合的リスク管理の基本方針」を制定しており、金庫全体のリスクを一元的に管理するリスク統括部を設置しています。また、自然災害・事故等の危機発生時の対応のため、「コンティンジェンシー・プラン」を制定しています。
- (ロ) リスク管理委員会を原則として4月、7月、10月、1月に開催し、金庫に内包するリスクを的確に把握・管理・審議し、リスクの状況を定期的または必要に応じて常勤会および理事会に報告しています。また、特に経営に重大な影響を与える事案については、常勤会および理事会に付議・報告しています。
- (ハ) 監査部は、統合的リスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を常勤会および理事会に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および関係部署に改善を指示し、その改善状況を検証しています。

④理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 理事会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、金庫の経営方針および業務戦略にかかわる重要な事項については、あらかじめ常勤会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行っています。

⑤監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項および監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項

(イ) 監事が補助すべき職員の配置を求めた場合の対応および補助職員の独立性および指示の実効性については、「内部管理基本方針」および「監事監査基準」に詳細に定めており、それぞれの項目について、十分に確保されています。

⑥理事および職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制および監事への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 監事への報告体制等については、「内部管理基本方針」および「監事監査基準」に詳細に定めており、それぞれの体制等について、十分に確保されています。

以上

(3) 事業成績の推移

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
預 金 積 金	百万円 232,334	百万円 244,183	百万円 242,871	百万円 246,603
定期預金	98,981	99,293	103,514	104,327
定期積金	5,960	6,327	6,244	6,019
そ の 他	127,392	138,562	133,112	136,257
貸 出 金	161,137	170,367	168,820	174,714
会 員	141,695	147,604	150,815	153,163
会 員 外	19,441	22,762	18,005	21,551
有 価 証 券	29,908	29,196	28,313	28,708
国 債	5,227	6,476	8,417	9,630
そ の 他	24,681	22,719	19,895	19,077
総 資 産	268,516	279,607	275,860	266,697
内国為替取扱高	421,511	372,682	370,203	391,042
外国為替取扱高	千ドル —	千ドル —	千ドル —	千ドル —
経 常 利 益	千円 494,907	千円 534,381	千円 727,967	千円 1,163,950
当 期 純 利 益	335,753	335,952	488,007	918,255

(注) 1. 金額は単位未満を切り捨てて表示しております（以下の各表についても同様です）。  
2. 預金積金、貸出金、有価証券及び総資産は年度末残高。

(4) 決算期後に生じた当庫の状況に関する重要な事実  
該当なし

## 2. 当庫の現況

### (1) 出資金の推移

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
出 資 金	百万円 1,016	百万円 1,008
普通出資金	1,016	1,008
優先出資金	0	0

### (2) 出資金の状況（当年度末現在）

#### イ. 普通出資

普通出資1口の金額 5円  
普通出資者の出資の最低限度額 5,000円

区 分	出 資 者 数	出 資 金 額	処 分 未 済 持 分
個 人	24,497	百万円 815	百万円 2
法 人	2,895	190	0
合 計	27,392	1,006	2

#### ロ. 優先出資

優先出資1口の金額 5円  
優先出資の総口数の最高限度 90,000,000口  
発行済優先出資の総口数 一口

### (3) 役員の場合況

#### イ. 役員数

定款に定める理事数 8人以内  
定款に定める監事数 3人以内

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
理 事 (うち非常勤)	8人 ( 1 )	8人 ( 1 )
監 事 (うち非常勤)	3 ( 2 )	3 ( 2 )
合 計 (うち非常勤)	11 ( 3 )	11 ( 3 )

ロ. 理事及び監事（当年度末現在）

役名	氏名	就任年月日	任期満了年月日	代表・非代表の別	常勤・非常勤の別	担当部門又は主な職業
会長	金城 馨	R5. 6. 23	令和7年通常総代会終結時	代表	常勤	
理事長	喜友名 勇	R5. 6. 23	令和7年通常総代会終結時	代表	常勤	監査部
専務	前屋 誠	R1. 6. 21	令和7年通常総代会終結時	代表	常勤	事務部・リスク統括部・企業支援部・融資審査部・融資管理部・那覇営業本部
常務	渡慶次 勝	R5. 6. 23	令和7年通常総代会終結時	代表	常勤	総務部 総合企画部長委嘱
理事	城間 力	H29. 6. 27	令和7年通常総代会終結時	非代表	常勤	融資審査部長および那覇営業本部長委嘱
理事	名嘉山 盛勝	R3. 6. 25	令和7年通常総代会終結時	非代表	常勤	総務部長委嘱
理事	松田 満	R3. 6. 25	令和7年通常総代会終結時	非代表	常勤	リスク統括部長委嘱
理事	上里 幸俊	R3. 6. 25	令和7年通常総代会終結時	非代表	非常勤	
監事	座間味 功	R3. 6. 25	令和7年通常総代会終結時	非代表	常勤	
監事	福 弘則	R5. 6. 23	令和7年通常総代会終結時	非代表	非常勤	
○監事	金城 唯博	H29. 6. 27	令和7年通常総代会終結時	非代表	非常勤	

(注) ○印で囲み表示しております監事は、信用金庫法第32条第5項に規定する者（員外監事）であります。



## (4) 職員の状況

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
職 員 数	213 <sup>人</sup>	213 <sup>人</sup>
平 均 年 齢	38歳 9月	38歳 7月
平 均 勤 続 年 数	15年 9月	15年 0月
平 均 給 与 月 額	284 <sup>千円</sup>	287 <sup>千円</sup>

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 職員数には、アルバイト、パートおよび被出向の職員は含めておりません。  
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

## (5) 事務所等の状況

## イ. 事務所数

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
中部地区	店(うち出張所) 13 ( 1 )	店(うち出張所) 13 ( 1 )
南部地区	6 ( )	6 ( )
北部地区	1 ( )	1 ( )
合 計	20 ( 1 )	20 ( 1 )
店 舗 外 現 金 自 動 設 備	11	9

## ロ. 当年度の事務所の開設・廃止状況

事 務 所 名	開設・廃止年月日	所 在 地	備 考
該当なし			

## ハ. 信用金庫代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	信用金庫代理業以外の主要業務
該当なし		

二. 信用金庫が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
信金中央金庫

ホ. 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況

信用金庫代理業者名	営業所又は事務所名	開設・廃止年月日	所在地	備考
該当なし				

(6) 重要な子会社等（当年度末現在）

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当庫議決権比率	その他
該当なし				百万円	%	

重要な業務提携の概況

1. 都市銀行、地方銀行、第二地方銀行協会加盟銀行、信用組合、信漁連、系統農協、労働金庫との業務提携により、ATMの相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
2. 沖縄県労働金庫との業務提携により、ATMの相互利用による現金自動引出し（手数料の無料化）および預入のサービスを行っております。
3. ゆうちょ銀行との業務提携により、ATMの相互利用による現金自動引出しおよび預入のサービスを行っております。
4. 沖縄銀行、琉球銀行との業務提携により、店外ATMを出店し、現金自動引出しのサービス（略称MMK：うちな～ネット）を行っております。
5. 全国の信用金庫との業務提携により、ATMの相互利用による現金自動引出しおよび預入のサービス（略称しんきんゼロネットキャッシュサービス）を行っております。
6. イオン銀行との業務提携により、ATM相互利用時の引出し手数料および預入手数料の無料化を行っております。
7. ローソン銀行との業務提携により、ATM相互利用時の引出し手数料および預入手数料の無料化を行っております。

(7) 預金等総額の状況

区分	当年度開始時	翌年度開始時
預金等総額	億円 2,428	億円 2,466

3. その他

該当なし

令和5年度  
財 務 諸 表

第 70期 [ 令和 5年 4月 1日から  
令和 6年 3月 31日まで ]

貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書

コザ信用金庫

別紙様式第 2 号 (第 25 条第 1 項関係)

## 第70期 (令和6年3月31日現在) 貸借対照表

令和 6年 4月26日 作成

令和 6年 6月11日 備付

住 所 沖縄県沖縄市上地二丁目10番1号

信用金庫名 コザ信用金庫

理 事 長 喜友名 勇



科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
百万円		百万円	
現金	4,050	預金	246,603
預金	52,922	当座預金	1,489
買入金銭債権	94	普通預金	130,443
有価証券	28,708	貯蓄預金	251
国債	9,630	通知預金	120
地方債	8,822	定期預金	104,327
社債	7,490	定期積金	6,019
株式	142	その他の預金	3,952
その他の証券	2,623	借入金	5,649
貸出金	174,714	借入金	5,649
割引手形	96	その他の負債	826
手形貸付	6,146	未決済為替借	112
証書貸付	144,342	未払費用	166
当座貸越	24,129	給付補填備金	8
その他の資産	1,474	未払法人税等	285
未決済為替貸	46	前受収益	48
信金中金出資金	1,086	払戻未済金	8
前払費用	12	払戻未済持分	0
未収収益	256	職員預り金	131
その他の資産	72	リース債務	2
有形固定資産	3,292	資産除去債務	5
建物	1,754	その他の負債	56
土地	1,215	賞与引当金	85
リース資産	2	役員退職慰労引当金	80
その他の有形固定資産	319	偶発損失引当金	20
無形固定資産	53	睡眠預金払戻損失引当金	0
ソフトウェア	45	債務保証	1,936
その他の無形固定資産	8	負債の部合計	255,202
繰延税金資産	294	(純資産の部)	
前払年々金費用	342	出資	1,008
債務保証見返	1,936	普通出資金	1,008
貸倒引当金	1,187	利益剰余金	10,990
(うち個別貸倒引当金)	(△ 444)	利益準備金	1,016
		その他利益剰余金	9,973
		特別積立金	8,974
		(創立70周年記念事業積立金)	(10)
		当期末処分剰余金	999
		処分未済持分	△ 2
		会員勘定合計	11,996
		その他有価証券評価差額金	△ 501
		評価・換算差額等合計	△ 501
		純資産の部合計	11,494
資産の部合計	266,697	負債及び純資産の部合計	266,697

## 貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は次のとおりです。
  - 満期保有目的の債券 : 移動平均法による償却原価法(定額法)
  - その他有価証券
    - 時価のあるもの : 決算日の市場価格等に基づく時価法  
(売却原価は主として移動平均法により算定)
    - 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法又は償却原価法なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
  - 建物 2年～50年
  - その他 2年～20年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価格については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び融資管理部が資産査定を実施し、当該部署から独立した自己査定監査委員会が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は187百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金(前払年金費用)は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
  - 数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理なお、当事業年度末日では、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した金額を年金資産が超過する状態のため当該超過額を前払年金費用に計上しております。

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

  - 制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)
    - 年金資産の額 1,680,937百万円
    - 年金財政計算上の数理債務の額  
と最低責任準備金の額との合計額 1,770,192百万円
    - 差引額  $\Delta$ 89,255百万円
  - 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和5年3月分) 0.1750%
  - 補足説明  
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金33百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した睡眠預金について、預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
13. 固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 1,187百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 24百万円

16. 有形固定資産の減価償却累計額 2,073百万円

17. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未收利息及び仮払金並びに債務保証見返であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	705百万円
危険債権額	2,557百万円
三月以上延滞債権額	0百万円
貸出条件緩和債権額	0百万円
小計額	3,262百万円
正常債権額	173,582百万円
合計額	176,845百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

18. ローン・パーティシペーションで、平成26年11月28日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、439百万円であります。

19. 手形割引は、日本公認会計士協会業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は96百万円であります。

20. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	216百万円
預け金	13,820百万円
その他の資産	6百万円

担保資産に対応する債務

預金	206百万円
借入金	5,649百万円

2.1. 出資1口当たりの純資産額 57円11銭

2.2. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、貸出事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、融資管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALM管理システムや証券管理システムによって金利の変動リスクを管理しております。

日常的にはリスク統括部および総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースでリスク管理委員会において協議し、理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場商品の運用については、有価証券・預け金運用計画に従い行われております。

市場商品の購入にあたっては、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は定期的にリスク管理委員会において協議し、理事会へ報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「貸出金」、「非上場株式を除く有価証券」、「預け金」、「預金積金」、「借入金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内になるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間1年、信頼区間99.9%、観測期間5年）により算出しており、令和6年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で1,808百万円です。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。



### 23. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。

なお、市場価格のない信金中金出資金（普通出資）、非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	52,922	52,919	△2
(2) 買入金銭債権	94	94	△0
(3) 有価証券	28,551	28,554	3
満期保有目的の債券	1,200	1,203	3
その他有価証券	27,351	27,351	—
(4) 貸出金	174,714		
貸倒引当金（*1）	△1,187		
	173,527	175,585	2,058
金融資産計	255,094	257,152	2,059
(1) 預金積金	246,603	246,459	△144
(2) 借入金	5,649	5,528	△121
金融負債計	252,253	251,987	△266

（\*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

#### 金融資産

##### (1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利（SWAPレート）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

##### (2) 買入金銭債権

市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価格。

##### (3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

##### (4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（SWAPレート）で割り引いた価額

#### 金融負債

##### (1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（SWAPレート）を用いております。

##### (2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利（SWAPレート）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金のうち主なものの貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (* 1)	1 4 2
信金中金出資金 (普通出資) (* 1)	1, 0 8 6
組合出資金 (* 2)	1 4
合 計	1, 2 4 3

(\* 1) 非上場株式及び信金中金出資金 (普通出資) については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和 2 年 3 月 31 日) 第 5 項に基づき時価開示の対象とはしていません。

(\* 2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和 3 年 6 月 17 日) 第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 1 0 年以内	1 0 年超
預け金	5 1, 5 2 2	1, 4 0 0	—	—
有価証券	4, 1 2 1	6, 5 5 3	9, 4 6 3	7, 4 0 0
満期保有目的の債券	1, 2 0 0	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	2, 9 2 1	6, 5 5 3	9, 4 6 3	7, 4 0 0
貸出金 (* )	2 1, 5 6 1	3 9, 7 1 9	3 3, 4 8 2	5 4, 9 3 1
合 計	7 7, 2 0 4	4 7, 6 7 2	4 2, 9 4 5	6 2, 3 3 1

(\* ) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めていません。

(注 4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 1 0 年以内	1 0 年超
預金積金 (* )	2 3 6, 1 2 5	9, 9 4 4	3 6	4 9 8
借入金	6 0 7	2, 0 0 9	1, 5 5 7	1, 4 7 5
合 計	2 3 6, 7 3 2	1 1, 9 5 3	1, 5 9 3	1, 9 7 3

(\* ) 預金積金のうち、要求払預金は「1 年以内」に含めております。

2 4. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下、2 6. まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1, 2 0 0	1, 2 0 3	3
合計		1, 2 0 0	1, 2 0 3	3

その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	9, 6 0 6	9, 5 2 5	8 1
	国債	1, 3 0 9	1, 2 9 8	1 1
	地方債	5, 5 5 8	5, 5 0 1	5 6
	社債	2, 7 3 9	2, 7 2 5	1 3
	その他	1, 8 8 7	1, 6 2 6	2 6 1
	小計	1 1, 4 9 4	1 1, 1 5 1	3 4 2
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	1 5, 1 3 6	1 5, 9 8 9	△ 8 5 2
	国債	7, 1 2 1	7, 5 9 3	△ 4 7 2
	地方債	3, 2 6 3	3, 4 3 2	△ 1 6 8
	社債	4, 7 5 1	4, 9 6 3	△ 2 1 1
	その他	7 2 0	9 0 0	△ 1 7 9
	小計	1 5, 8 5 7	1 6, 8 8 9	△ 1, 0 3 2
合計		2 7, 3 5 1	2 8, 0 4 1	△ 6 8 9

25. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券  
該当なし

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
債券	1, 135	4	42
国債	978	4	—
地方債	99	0	—
社債	57	—	42
その他	731	60	50
合計	1, 867	65	92

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,898百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが8,987百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	172百万円
一般貸倒引当金限度超過	61百万円
賞与引当金	26百万円
役員退職慰労引当金	21百万円
未払事業税	18百万円
偶発損失引当金	5百万円
その他	12百万円
その他有価証券評価差額金	187百万円
繰延税金資産小計	506百万円
評価性引当額	118百万円
繰延税金資産合計	388百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	93百万円
その他	0百万円
繰延税金負債合計	93百万円
繰延税金資産（負債）の純額	294百万円

別紙様式第3号（第25条第1項関係）

第70期 ( 令和5年4月1日から  
令和6年3月31日まで ) 損益計算書

令和 6年 4月26日 作成

令和 6年 6月11日 備付

住 所 沖縄県沖縄市上地二丁目10番1号

信用金庫名 コザ信用金庫

理 事 長 喜友名 勇



科 目	金 額	額
経 常 収 益		4,487,373 千円
資 金 運 用 収 益	4,122,866	
貸 出 金 利 息	3,782,840	
預 け 金 利 息	37,367	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	234,647	
そ の 他 の 受 入 利 息	68,011	
役 務 取 引 等 収 益	242,241	
受 入 為 替 手 数 料	65,797	
そ の 他 の 役 務 収 益	176,443	
そ の 他 業 務 収 益	41,258	
国 債 等 債 券 売 却 益	3,456	
国 債 等 債 券 償 還 益	2,050	
そ の 他 の 業 務 収 益	35,752	
そ の 他 経 常 収 益	81,007	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	49,656	
償 却 債 権 取 立 益	5,141	
そ の 他 の 経 常 収 益	26,209	
経 常 費 用		3,323,422
資 金 調 達 費 用	88,444	
預 金 利 息	51,177	
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	4,993	
借 用 金 利 息	31,592	
そ の 他 の 支 払 利 息	680	
役 務 取 引 等 費 用	426,005	
支 払 為 替 手 数 料	30,312	
そ の 他 の 役 務 費 用	395,692	
そ の 他 業 務 費 用	96,885	
国 債 等 債 券 売 却 損	44,364	
国 債 等 債 券 償 還 損	50,100	
そ の 他 の 業 務 費 用	2,420	
経 常 費 用	2,670,185	
人 件 費	1,620,307	
物 件 費	941,225	
税 金	108,651	
そ の 他 経 常 費 用	41,902	
貸 出 金 償 却	7,049	
そ の 他 資 産 償 却	24	
そ の 他 の 経 常 費 用	34,828	
経 常 利 益		1,163,950
特 別 損 失		312
固 定 資 産 処 分 損	312	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,163,638
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		311,826
法 人 税 等 調 整 額		△ 66,443
当 期 純 利 益		918,255
繰 越 金 ( 当 期 首 残 高 )		80,851
当 期 未 処 分 剰 余 金		999,106

(注)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口(5円)当たりの当期純利益額4円53銭

令和5年度  
剰余金処分案

第70期 [ 令和 5年 4月 1日から ]  
[ 令和 6年 3月 31日まで ]

コザ信用金庫

## 剰余金処分案

第70期 ( 令和 5年 4月 1日から  
令和 6年 3月 31日まで )

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	999,106,864 円
前 期 繰 越 金	80,851,297
当 期 純 利 益	918,255,567
積 立 金 取 崩 額	82,322,468
利益準備金限度超過取崩額	7,915,090
経 営 安 定 積 立 金	74,407,378
剰 余 金 処 分 額	1,000,225,347
普通出資に対する配当金	(年 3 %) うち創立70周年記念特別配当金 (年 1 %) 含む 30,225,347
特 別 積 立 金	970,000,000
( 創 立 70 周 年 記 念 事 業 積 立 金 )	(20,000,000)
繰 越 金 ( 当 期 末 残 高 )	81,203,985

令和5年度  
附属明細書

第70期 [ 令和 5年 4月 1日から  
令和 6年 3月 31日まで ]

コザ信用金庫



別紙様式第 4 号 (第 25 条第 1 項関係)

## 目 次

	頁
1. 計算書類に関する事項	1
(1) 有形固定資産及び無形固定資産	1
(2) 引当金	1
(3) 経 費	2
(4) 子会社等に対する出資	2
(5) 子会社等に対する金銭債権	3
(6) 子会社等に対する金銭債務	3
(7) その他重要な事項	3
2. 業務報告に関する事項	3
(1) 役員等の兼職等（当年度末現在）	3
(2) 役員等又は役員等の兼職等先との間の取引状況（当年度末現在）	4
① 役員等との間の取引状況	4
② 役員等の兼職等先との間の取引状況	4
(3) 役員に対する報酬	4
(4) その他の重要な事項	4

第70期（ 令和5年4月1日から  
令和6年3月31日まで ） 附属明細書

令和6年4月26日 作成

住 所 沖縄県沖縄市上地二丁目10番1号

令和6年6月11日 備付

信用金庫名 コザ信用金庫

理 事 長 喜友名 勇



印

## 1. 計算書類に関する事項

## (1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	償却累計率
有形固定資産							
建物	1,844	3	0	93	1,754	1,395	44.30
土地	1,215	-	-	-	1,215	-	-
リース資産	4	-	-	2	2	7	74.29
その他の有形固定資産	268	138	0	86	319	669	67.69
有形固定資産計	3,332	141	0	182	3,292	2,073	38.64
無形固定資産							
ソフトウェア	27	28	-	11	45	-	-
その他の無形固定資産	8	-	-	-	8	-	-
無形固定資産計	36	28	-	11	53	-	-

(注) 償却累計率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## (2) 引当金

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加高	当 期 減 少 高		当期末残高	計上理由及び 算定方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金	1,254	1,187	17	1,236	1,187	
うち個別貸倒引当金	638	444	17	620	444	
賞与引当金	89	85	89	-	85	
役員退職慰労引当金	61	20	-	1	80	
偶発損失引当金	18	20	-	18	20	
睡眠預金払戻 損失引当金	0	0	-	0	0	
合 計	1,423	1,313	106	1,256	1,373	

(注) 貸倒引当金、賞与引当金、役員退職慰労引当金、偶発損失引当金、睡眠預金払戻損失引当金の「計上理由及び算定方法」については、貸借対照表に注記しているため省略しております。

## (3) 経費

(単位：千円)

区 分	金 額
人 件 費	1,620,307
報 酬 給 料 手 当	1,314,395
退 職 給 付 費 用	104,894
そ の 他	201,018
物 件 費	941,225
事 務 費	400,807
(うち旅費・交通費)	( 3,616 )
(うち通信費)	( 20,870 )
(うち事務機械賃借料)	( 4,945 )
(うち事務委託費)	( 300,094 )
固 定 資 産 費	179,353
(うち土地建物賃借料)	( 97,812 )
(うち保全管理費)	( 67,789 )
事 業 費	111,013
(うち広告宣伝費)	( 61,428 )
(うち交際費・寄贈費・諸会費)	( 28,327 )
人 事 厚 生 費	21,373
減 価 償 却 費	193,467
そ の 他	35,211
税 金	108,651
合 計	2,670,185

## (4) 子会社等に対する出資

(単位：百万円)

会 社 名	当 期 首 残 高			当 期 末 残 高			当期増減(△)高	当該子会社等の有する当庫の出資口数
	議 決 権 数	取 得 原 価	帳 簿 価 額	議 決 権 数	取 得 原 価	帳 簿 価 額		
該当なし							( )	口
							( )	
							( )	
							( )	
合 計							( )	

(5) 子会社等に対する金銭債権

(単位：百万円)

会社名	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)高
該当なし			
合計			

(6) 子会社等に対する金銭債務

(単位：百万円)

会社名	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)高
該当なし			
合計			

(7) その他重要な事項

特記事項なし。

2. 業務報告に関する事項

(1) 役員等の兼職等（当年度末現在）

役職名	氏名	兼職法人名又は兼業事業名	兼職等先での役職名	摘要
該当なし				

(2) 役員等又は役員等の兼職等先との間の取引状況（当年度末現在）

①役員等との間の取引状況

(単位：百万円)

役職名	氏名	貸出金	当期増減(△)高	債務の保証又は裏書	当期増減(△)高
理事長	喜友名 勇	13	△0	-	-
理事	城間 力	4	△2	-	-
理事	名嘉山 盛勝	6	△0	-	-

②役員等の兼職等先との間の取引状況

(単位：百万円)

兼職等先名	貸出金	当期増減(△)高	債務の保証又は裏書	当期増減(△)高
該当なし				

(3) 役員に対する報酬

(単位：千円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	83,670	91,000
監事	14,584	16,000
合計	98,255	107,000

(4) その他の重要な事項

特記事項なし。

# 監査報告書

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第70期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 業務報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫の業務の適正を確保するために必要なものとして信用金庫法施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（信用金庫法施行規則第33条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 業務報告等の監査結果

- ① 業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する業務報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果


会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和6年6月4日

コザ信用金庫

常勤監事 座間 味功 

監事 福 弘 剛 

監事 金城 唯博 

(注) 監事金城唯博は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

# 独立監査人の監査報告書

令和6年5月24日

コザ信用金庫  
理事会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

泉 淳一 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

山村 幸也 

## <計算書類等監査>

### 監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、コザ信用金庫の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第70期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、業務報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、信用金庫法第 38 条の 2 第 3 項の規定に基づき、コザ信用金庫の令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの第 70 期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上